

お客様本位の業務運営に関する取り組み

あかつき証券株式会社

2022年6月

1. 当社の「顧客本位の業務運営」への取組

あかつき証券では金融庁が2017年3月公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、独自の顧客本位の業務運営の指針として以下の方針を策定しています。

① 【「お客様本位の業務運営に関する方針」】(2017年6月)

https://www.akatsuki-sc.com/compliance/cs_policy/

② 【「お客様本位の業務運営に関する方針」アクションプラン】(2021年6月)

https://www.akatsuki-sc.com/pdf/compliance/action_plan_202106.pdf

「お客様本位の業務運営に関する方針」と、『「お客様本位の業務運営に関する方針」アクションプラン』につきましては、社内研修等により社内に周知しております。

「お客様本位の業務運営に関する方針／アクションプラン」では以下の行為を「顧客の最善の利益」にそぐわない行為として特定し、社員が行ってはならない行為として周知・徹底しています。

- ① お客様に不適合な金融商品を販売する行為
- ② お客様に十分な説明をすることなく金融商品を販売する行為
- ③ お客様の利益ではなく、当社の利益を優先する行為
- ④ 法令等に反する行為、職業倫理や本原則にもとる行為

2.重要な情報の提供～重要情報シートの活用

あかつき証券では、金融商品・サービスの提供にあたり、お客様が重要な情報を理解できるよう分かりやすく提供することに努めております。

情報提供にあたっては、お客様の投資経験等を考慮し、ニーズにあった商品を選択いただけるよう、重要な事項について丁寧に説明いたします。

あかつき証券では以下の重要情報シートの運用を開始しています。

「重要情報シート(金融事業者編)」

「重要情報シート(個別商品編)投資信託」

「重要情報シート(個別商品編)仕組債」

※重要情報シートは、金融庁の市場ワーキング・グループ等で使用が推奨されており、金融商品・サービスの複雑さに見合った、簡潔で分かりやすく丁寧な情報提供を行うことを目的とした資料です。

重要情報シート (金融事業者編)

本書面には、あかつき証券の基本情報、取扱商品および取扱商品選定の考え方を記載しています。

1. 当社の基本情報 (当社がお客様に金融商品の販売をする者です)

社名	あかつき証券株式会社
登録番号	金融商品取引業者 関東財務局 (金商) 第67号
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
当社の概要を記したウェブサイト	https://www.akatsuki-sc.com/

2. 取扱商品 (当社がお客様にご提供できる金融商品の種類は次のとおりです)

預金 (投資性なし)	—	預金 (投資性あり)	—
国内株式	○	外国株式	○
円建債券	○	外貨建債券	○
特殊な債券 (仕組債等)	○	投資信託	○
ラップ口座	—	ETF、ETN	○
REIT	○	その他の上場商品	CB (転換社債型新株予約権付債) など
保険 (投資リスクなし)	—	保険 (投資リスクあり)	—
これら以外の商品	投資運用サービス (媒介)、証券担保ローン、株券貸借取引等		

3. 商品ラインナップの考え方 (商品選定のコンセプトや留意点は次のとおりです)

当社は、お客様の大切な資産をお預かりするためには、お客様一人一人の資産運用目的や投資方針に沿った商品提供が重要であると考えております。

金融商品の選定にあたっては、お客様のさまざまなニーズにお応えできるよう初心者向けのわかりやすい商品から専門性の高い複雑な商品まで幅広い商品を揃えております。また、経済環境や市場動向を反映させた商品ラインナップの拡充も積極的に行っております。

当社は、お客様に寄り添った対面営業を通じて、当社が取扱う商品の中から、適切な商品・サービスをご提案できるよう努めております。

4. 苦情・相談窓口

当社取扱い商品・サービスに関するお問合せ窓口 (カスタマーサポートセンター)	0120-753-960
苦情・取引内容の疑問点に関するお問合せ窓口 (コンプライアンス部)	0120-727-890
加入協会共通の窓口 特定非営利活動法人 証券・金融あっせん相談センター	0120-64-5005
金融庁金融サービス利用相談室	0570-016811 (03-5251-6811)

2.重要な情報の提供～重要情報シートの活用

重要情報シート（個別商品編）仕組債

1. 商品等の内容	
金融商品の名称・種類	ソシエテ・ジェネラル 2023年10月27日満期 複数株式参照型 早期償還判定価格適減型 他社株転換条項付 円建社債 (対象株式：パナソニック・マツダ)
組成会社（発行者）及び格付	ソシエテ・ジェネラル A1 (Moody's) /A (S&P) (注) 本格付は、本邦において信用格付業者として登録していない格付業者が付与した格付です。
販売会社	あかつき証券株式会社
利率	年率5.00%（税引前）
対象株式	①パナソニック株式会社（6752） ②マツダ株式会社（7261）
金融商品の目的・機能	<ul style="list-style-type: none"> ○仕組債は、スワップやオプションなどのデリバティブ（金融派生商品）を債券に内包することにより、キャッシュフロー、満期、利率、償還などを特別な条件に設定した債券です。 ○一般的な債券とは異なり、デリバティブを組み込んだ債券のため、以下のような特性があります。 ・対象株式の株価の値動きに応じて、現金に代えて対象株式の株券で償還される場合があります。一般的な債券に比べて高い利回りが期待できる反面、大きな損失が生じる可能性があります。 ・いずれかの対象株式の終値が一度でもロックイン価格以下となり、その後株価が回復しなかった場合、対象株式の内、ワーストパフォーマンス株式（「評価価格」÷「当初価格」がもっとも低い対象株式）の株券で償還されます。 ・株券償還となった場合、下落した株価の株券での償還となるため、大きな損失が発生する可能性があります。その後、株価がさらに下落すると、損失が拡大するおそれがあります。 ・早期償還判定日のワーストパフォーマンス株式（「評価価格」÷「当初価格」がもっとも低い対象株式）の終値が早期償還判定価格以上となった場合には、額面の100%で早期償還となります。
商品組成に係る事業者が想定する購入層	<ul style="list-style-type: none"> ・高い利回りを得るため、高いリスクを許容されるお客様。 ・仕組債の償還までの間、対象株式の株価がおおむね安定して推移し、大きな値下がりがないと考えておられるお客様。 ・余裕資金で投資を行っておられ、仕組債投資により大幅な損失を生じた場合でも、ライフプランの大きな変更を行う必要が無いお客様。 ・仕組債は中途売却が困難（やむを得ず行う場合は大きな損失が発生するおそれがあります）であるため、満期保有を前提とするお客様。 ・債券にオプション等を組んだ複雑な商品のため、投資経験や知識が十分ではない方に適した商品とは言えません。営業員の説明をよくお聞きいただき、商品性やリスクについてご理解の上でご検討ください。
パッケージ化の有無	パッケージ化商品ではありません。
クーリング・オフの有無	クーリング・オフ（契約日から一定期間、解除できる仕組み）の適用はありません。

(質問例) ① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。

② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。

重要情報シート（個別商品編）投資信託

1. 商品等の内容（当社は、組成会社等の委託を受け、お客様に商品の販売の勧誘を行っています）	
金融商品の名称・種類	BNYメロン・日本中小型株式ダイナミック戦略ファンド
組成会社（運用会社）	BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
販売委託元	BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
金融商品の目的・機能	日本の中小型株式に投資を行うと同時に、TOPIX先物等の株価指数先物取引を活用することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
商品組成に係る事業者が想定する購入層	この商品は中長期での資産形成を目的とし、元本割れリスクを許容する方で、商品に対する知識や投資経験がある、もしくは説明を受け商品性をご理解いただける方を想定しております。
パッケージ化の有無	パッケージ化商品ではありません。
クーリング・オフの有無	クーリング・オフ（契約日から一定期間、解除できる仕組み）の適用はありません。
次のご質問があれば、お問合せください	<p>(質問例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。 ・この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。 ・この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがあるのか。
損失が生じるリスクの内容	<p>【実質的な株式組入比率の調整に関するリスク】デリバティブを用いて実質的な株式組入比率を-50%～+150%でコントロールするため、実質投資割合が純資産総額を超える場合があり、投資判断と反対方向に市場が動いた場合には、想定以上に損失を受ける場合があります。また、実質的な投資割合が-50%の場合は、株式市場全体が上昇しても基準価額が下落する場合があります。</p> <p>【価格変動リスク】運用資産の市場価格の変動による影響を受けます。</p> <p>【株式の発行企業の信用リスク】投資先などの破綻や債務不履行による影響を受けます。</p> <p>【流動性リスク】保有する有価証券を希望する時期や価格で売買できない影響を受ける可能性があります。</p> <p>【中小型株式のリスク】中小型株は大型株と比較して相対的に市場規模が小さく、取引層も少ない場合があるため、価格変動や流動性の影響を大きく受ける傾向があります。</p> <p>【デリバティブ取引のリスク】デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性や流動性を欠く可能性や証拠金を積むことによる影響を受けます。</p>
【参考】過去1年間の収益率	19.1%（2021年8月末時点）
【参考】過去5年間の収益率	当ファンドについては、設定日が2017年7月14日のため、過去5年間の収益率を表示することができません

詳細は契約締結前交付書面【交付目録見書】の「投資リスク」、「運用実績」の項目に記載しています。

(質問例)
次のご質問があれば、お問合せください
・上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
・相対的にリスクが低い類似商品はありますか。あればその商品について説明してほしい。

3. 費用（本商品の購入又は保有には、費用が発生します）

購入時に支払う費用（販売手数料など）	申込金額に対する販売手数料率は3.30%（税抜き3.00%）です。購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
継続的に支払う費用（信託報酬など）	実質的に負担する運用管理費用は年2.024%（税込）です。その他費用・手数料等が実費でファンドから支払われます。これは事前に料率、上限等を表示することはできません。
運用成果に応じた費用（成功報酬など）	成功報酬はありません。

上記以外に生ずる費用を含めて、詳細は契約締結前交付書面【交付目録見書】の「手続・手数料等」の項目に記載しています。

(質問例)
次のご質問があれば、お問合せください
・私がこの商品に○○万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。
・費用がより安い類似商品はありますか。あればその商品について説明してほしい。

3.手数料・費用等の開示

あかつき証券では金融商品・サービスの提供にあたり、契約締結前交付書面、目論見書、販売関係書類、重要情報シート等により開示し、ご理解いただけるよう丁寧に説明するよう取り組んでおります。

① 【投資信託の手数料】

	手数料の受取者	支払い時期等	ご提供するサービス
購入時手数料	販売会社(当社)	投資信託の購入時	販売会社による商品および関連する投資環境の説明・情報提供、ならびに購入に関する事務手続き等
運用管理費用 (信託報酬)	販売会社(当社)	事前に決められた報酬率で日々計算され、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。定められた割合で販売会社、委託会社、受託会社に配分されます。	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
	委託会社		信託財産の運用指図(投資助言会社による運用に関する投資助言を含む)、法定開示書類の作成、基準価額の算出等
	受託会社(信託銀行)		信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

② 【仕組債の費用等】

- ・仕組債の販売にあたっては、通常、購入対価のみお支払いいただきます。
- ・「スプレッド」は、販売価格(額面金額)と仕入価格との差額です。購入時の商品説明または商品情報の提供、取引執行、アフターフォロー等、販売役務の対価となります。
- ・上記、仕入価格には、組成会社における組成のために必要なコストが含まれています。組成コストにはデリバティブに関する費用や組成に係る役務の対価等が含まれます。当社の仕組債組成にあたっては、複数の組成会社から見積りを取り、組成コストの低い組成会社を選定しております。
- ・当社では「スプレッド」について、重要情報シートを用いて開示を開始しております。

4.投資家保護への対応

あかつき証券では、お客様にふさわしい金融商品・サービスの提供と、適切な勧誘を確保するために、お客様保護のため以下の対応を実施しております。

① 【勧誘開始基準の設定】

あかつき証券では、複雑な仕組みの金融商品やリスクの高い金融商品について、商品特性を踏まえ、勧誘対象者を特定するための基準を設けております。

② 【モニタリング】

あかつき証券では、お客様に販売した金融商品や販売・勧誘がお客様にふさわしいものであることを確認・検証するために、お客様の損益状況や取引頻度等を基準にしたモニタリングを実施しております。

③ 【高齢のお客様への対応】

あかつき証券では、高齢のお客様の投資家保護のため、満75歳以上のお客様が、複雑な仕組みの金融商品やリスクの高い金融商品に投資される場合に、その商品がお客様にふさわしいものか検討、審査するプロセスを設けております。

④ 【フォローアップ】

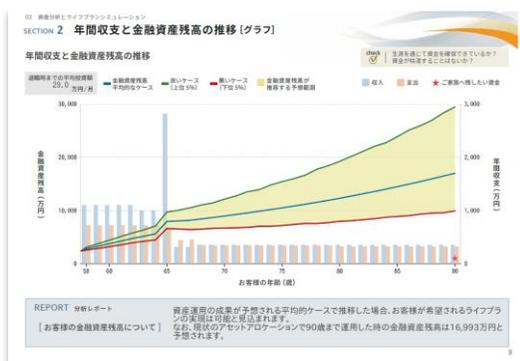
あかつき証券では、金融商品に投資いただいたお客様へ、以下のような事象が発生した場合には適切にアフターフォローの対応を実施しております。

- ・投資信託:「基準価格の大幅下落」(前営業日比10%以上または前月末比20%以上の下落)
- ・仕組債(EB債):「ノックイン発生時」「株券償還決定時」

5.お客様のライフプランを踏まえた営業

あかつき証券では、お客様のライフプラン等を踏まえ、目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を考慮した、お客様にふさわしい金融商品・サービスの提供のため、以下のようなツールを活用しております。

ライフプランシミュレーションツール 「Design Your Goal」



総合資産管理ツール 「Wealth Management Workstation」



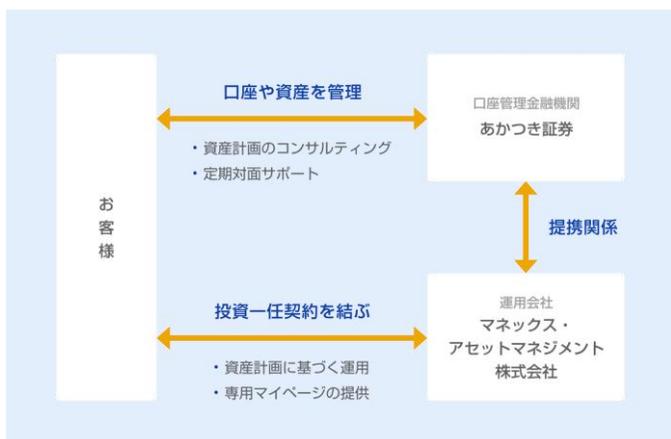
投信リバランスツール 「Wealth Manager」



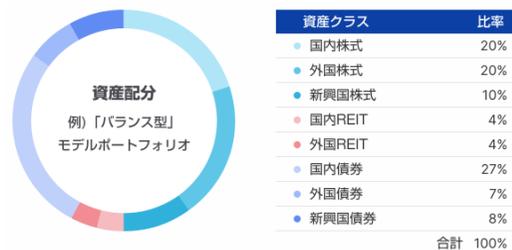
5.お客様のライフプランを踏まえた営業

あかつき証券では、お客様のライフプラン等を踏まえた、お客様にふさわしい金融商品として、以下のような商品ラインナップをご用意しております。

リスクが気になるひとのためのおまかせ資産運用 ON COMPASS+



総合資産管理ツールオーダーメイド型資産運用サービス 未来予想図



【推計リターンと想定リスク（標準偏差）】（年率）

推計リターン	4.8%
想定リスク（標準偏差）	12.0%
1年間の最大損失率の目安	-24.0%

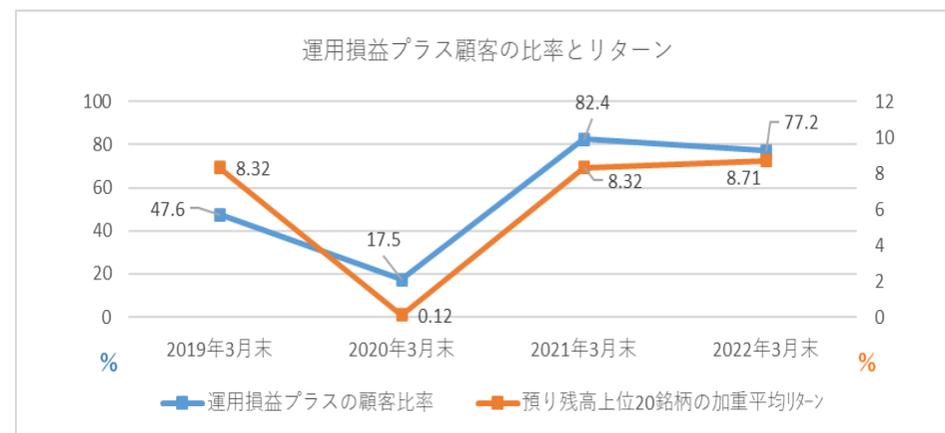
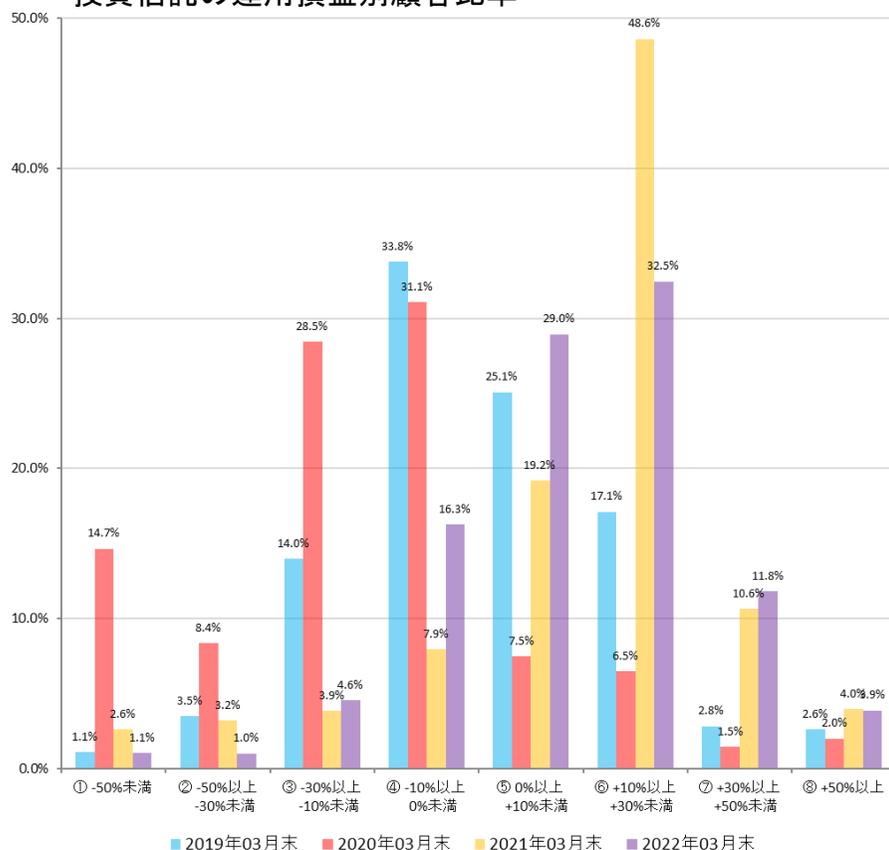
Copyright ©2020 Ibbotson Associates Japan, Inc.

6.投資信託の共通KPI

金融庁公表(2018年6月)の「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」につきまして、2022年3月末時点における当社実績を以下のとおり公表いたします。

コロナの影響により大幅に低下した基準価格が大きく反転した2021年3月末に続き、2022年3月末は株価指数等が好調に推移したことにより、預り残高上位20銘柄の加重平均リターンは上昇しております。運用損益がプラスの顧客比率も高い水準を維持しました。

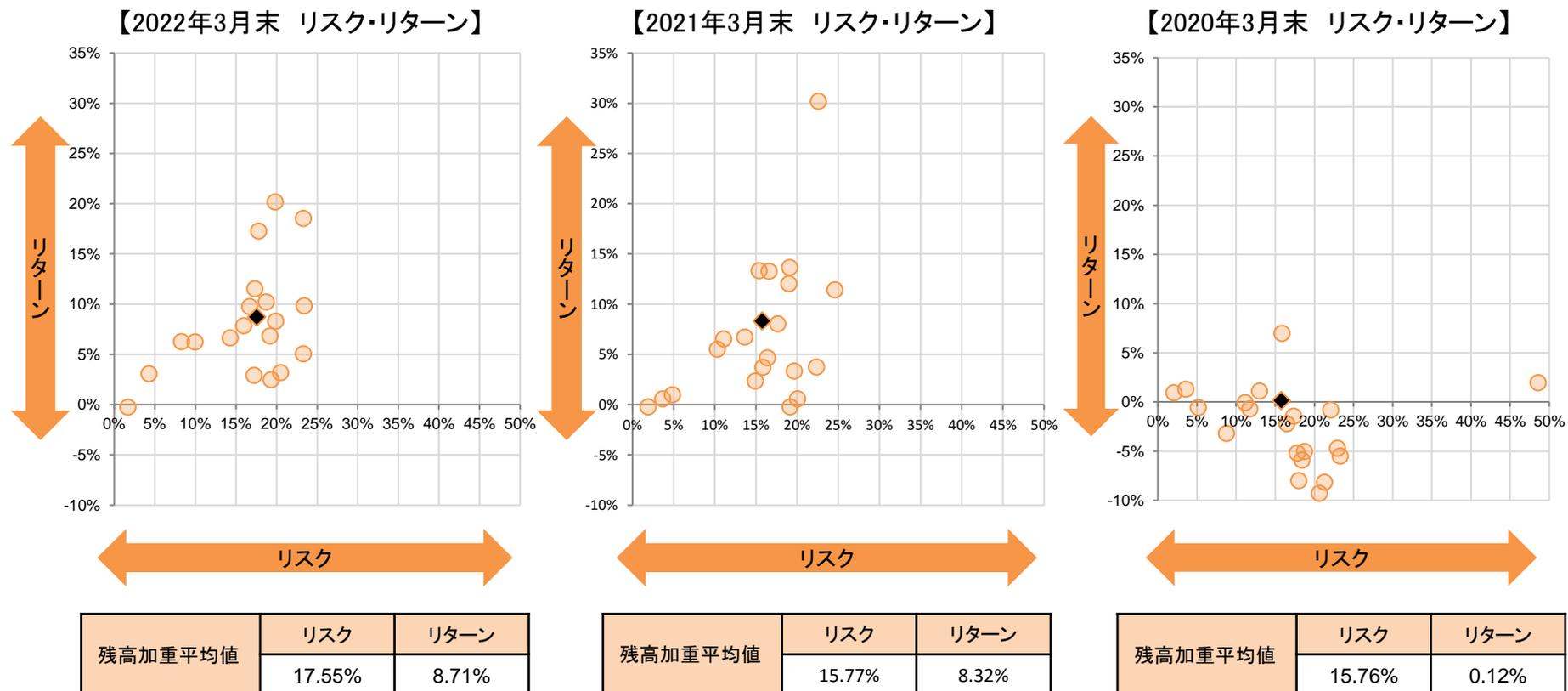
投資信託の運用損益別顧客比率



共通KPIは、金融庁が、顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるようにするため、「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIについて」(2018年6月29日)により、定義を公表している、投資信託を対象とした評価指標(KPI)です。

6.投資信託の共通KPI

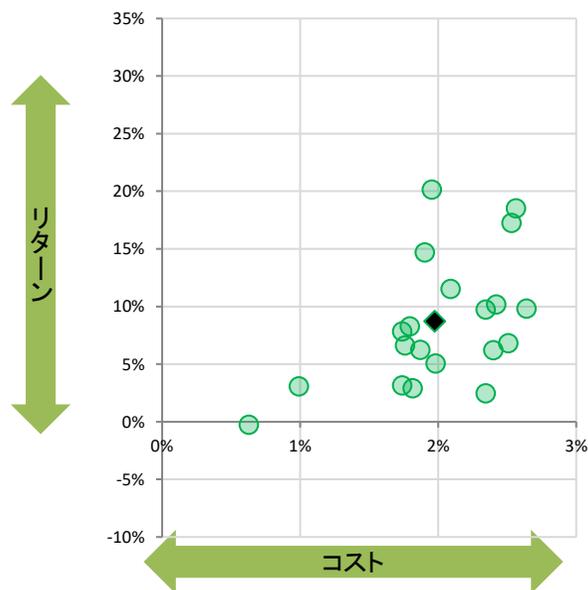
投資信託の預り残高上位20銘柄のリスク・リターン ※設定から5年以上経過の銘柄。



6.投資信託の共通KPI

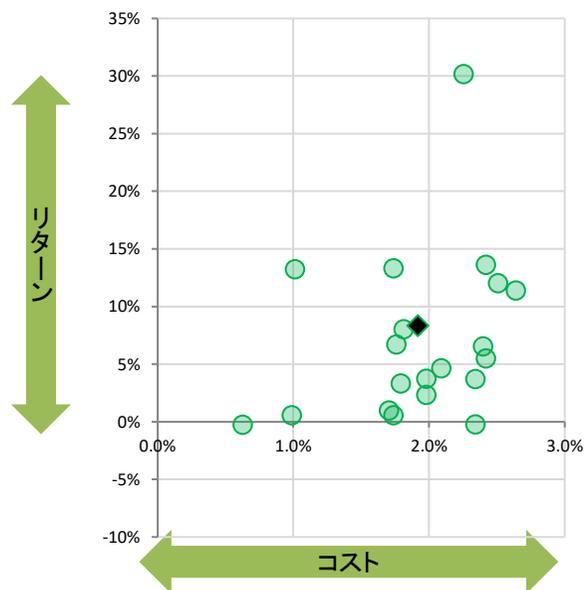
投資信託の預り残高上位20銘柄のコスト・リターン ※設定から5年以上経過の銘柄。

【2022年3月末 コスト・リターン】



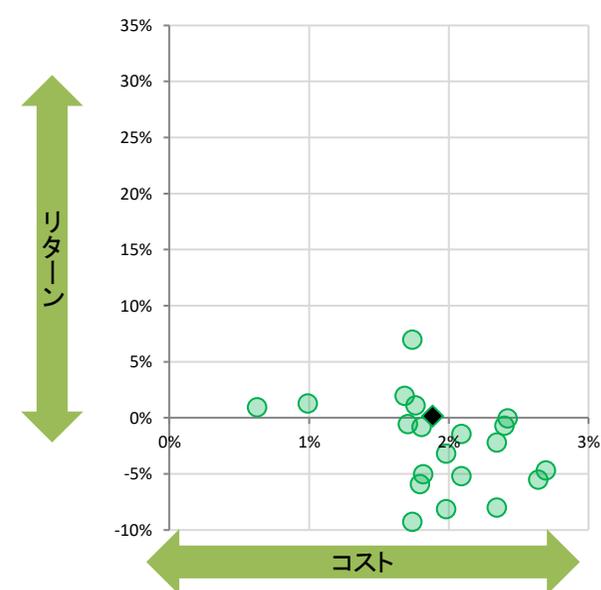
残高加重平均値	コスト	リターン
	1.98%	8.71%

【2021年3月末 コスト・リターン】



残高加重平均値	コスト	リターン
	1.92%	8.32%

【2020年3月末 コスト・リターン】



残高加重平均値	コスト	リターン
	1.89%	0.12%

6.投資信託の共通KPI

投資信託の預り残高上位20銘柄一覧(設定から5年以上経過の銘柄。)

(2021年3月末)

順位	銘柄名	コスト	リスク	リターン
1	ひふみプラス	1.74%	15.38%	13.32%
2	フィデリティ・USリート・ファンドB(為替ヘッジなし)	2.09%	16.38%	4.65%
3	新光 US-REIT オープン	2.34%	15.83%	3.70%
4	朝日Nvest グローバル バリューストックオープン	2.64%	24.59%	11.40%
5	SMTグローバル債券インデックス・オープン(為替ヘッジあり)	0.99%	3.65%	0.57%
6	好配当グローバルREITプレミアム・ファンド 通貨セレクト	1.74%	20.04%	0.57%
7	SMT 国内債券インデックス・オープン	0.63%	1.90%	-0.25%
8	SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ 年2回決算型	2.51%	18.97%	12.03%
9	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	2.40%	11.06%	6.53%
10	ニッセイオーストラリア高配当株ファンド(毎月決算型)	1.98%	22.34%	3.73%
11	豪州高配当株ツインαファンド(毎月分配型)	2.34%	19.15%	-0.23%
12	日興のインデックスファンド225	1.01%	16.58%	13.25%
13	企業価値成長小型株ファンド	2.26%	22.58%	30.18%
14	ニッセイ世界リートオープン(毎月決算型)	1.79%	19.64%	3.32%
15	アジア・オセアニア好配当成長株オープン(毎月分配型)	1.82%	17.65%	8.03%
16	アジア製造業ファンド	2.42%	19.07%	13.63%
17	インベスコ オーストラリア債券ファンド(毎月決算型)	1.98%	14.90%	2.34%
18	グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)	1.71%	4.86%	0.97%
19	J-REIT・リサーチ・オープン(毎月決算型)	1.76%	13.63%	6.71%
20	日興ビムコ・ハイインカム・ソブリンF(資産成長)米ドルコース	2.42%	10.29%	5.51%

(2022年3月末)

順位	銘柄名	コスト	リスク	リターン
1	ひふみプラス	1.74%	15.94%	7.83%
2	フィデリティ・USリート・ファンドB(為替ヘッジなし)	2.09%	17.31%	11.53%
3	新光 US-REIT オープン	2.34%	16.69%	9.74%
4	朝日Nvest グローバル バリューストックオープン	2.64%	23.39%	9.83%
5	SMTグローバル債券インデックス・オープン(為替ヘッジあり)	0.99%	4.26%	3.07%
6	ニッセイオーストラリア高配当株ファンド(毎月決算型)	1.98%	23.27%	5.05%
7	好配当グローバルREITプレミアム・ファンド 通貨セレクト	1.74%	20.48%	3.16%
8	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	2.40%	9.94%	6.22%
9	SMT 国内債券インデックス・オープン	0.63%	1.67%	-0.26%
10	U S テクノロジー・イノベーターズ・ファンド	2.56%	23.28%	18.52%
11	グローバル・ハイクオリティ成長株ファンド(為替ヘッジなし)	2.53%	17.79%	17.26%
12	豪州高配当株ツインαファンド(毎月分配型)	2.34%	19.32%	2.47%
13	ニッセイAI関連株式ファンド(為替ヘッジなし)	1.95%	19.81%	20.16%
14	楽天日本株4.3倍ブル	1.90%	74.52%	14.68%
15	SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ 年2回決算型	2.51%	19.18%	6.83%
16	ニッセイ世界リートオープン(毎月決算型)	1.79%	19.89%	8.29%
17	年金積立グローバル・ラップ・バランス(成長型)	1.87%	8.28%	6.25%
18	アジア未来成長株式ファンド	2.42%	18.71%	10.19%
19	アジア・オセアニア好配当成長株オープン(毎月分配型)	1.82%	17.23%	2.89%
20	J-REIT・リサーチ・オープン(毎月決算型)	1.76%	14.28%	6.62%

7.「顧客本位の業務運営に関する原則」該当ページ

「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則2～7の項目ごとの取組や関連情報は「該当項目」に記載しております。

	顧客本位の業務運営に関する原則（金融庁）	該当項目
原則2	<p>【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。</p>	1. 当社の「顧客本位の業務運営」への取組
注	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	
原則3	<p>【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。</p>	2. 重要な情報の提供～重要情報シートの活用 3. 手数料の開示
注	<p>金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合 	
原則4	<p>【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。</p>	2. 重要な情報の提供～重要情報シートの活用 3. 手数料の開示
原則5	<p>【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。</p>	2. 重要な情報の提供～重要情報シートの活用
注1	<p>重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 	2. 重要な情報の提供～重要情報シートの活用
注2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである（（注2）～（注5）は手数料等の情報を提供する場合においても同じ）。	2. 重要な情報の提供～重要情報シートの活用
注3	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	2. 重要な情報の提供～重要情報シートの活用
注4	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配慮した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	2. 重要な情報の提供～重要情報シートの活用
注5	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	2. 重要な情報の提供～重要情報シートの活用

7.「顧客本位の業務運営に関する原則」該当ページ

原則 6	<p>【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。</p>	4. 投資家保護への対応
注 1	<p>金融商品・サービスの販売後において行うフォローアップについて、どのような場合に実施するか・目的・内容等が具体的に示されている。 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容（手数料を含む）と比較しながら行うこと ・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと 	4. 投資家保護への対応 5. お客様のライフプランを踏まえた営業
注 2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	2. 重要な情報の提供～重要情報シートの活用
注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	4. 投資家保護への対応
注 4	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	4. 投資家保護への対応
注 5	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	4. 投資家保護への対応
原則 7	<p>【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。</p>	1. 当社の「顧客本位の業務運営」への取組
注	金融事業者は、各原則（これらに付されている注を含む）に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	